

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会 [会議資料]

広陵町体育施設の現状と課題

■スポーツの振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

◆現状と課題

住民それぞれの目的やライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむ機会や環境の提供に努めております。今後、更に多様化されていくスタイルに合わせた新しい提案もしていけるよう、スポーツを通じて住民皆さんの健康の保持増進を図って行きたいと考えております。

体育館（5館）

広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館、真美ヶ丘体育館の5つの体育館（参考資料1）が立地し、4つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域、真美ヶ丘地域）に配置されています。これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修を実施済みですが、広陵東体育館、広陵西体育館及び広陵北体育館は築後40年以上が経過しているものの、大規模改修は未実施となっており、劣化が進んでいる箇所も見受けられます。

■直近7年の工事費 約2億4千万円

内訳：照明のLED化、床改修工事、トイレ改修工事など

参考資料3

■体育館利用者数 平成30年度では105,151人、令和元年度では、91,290人、令和2年度では、60,465人と前年度に比べて約3万人減少しており、理由としては、新型コロナウイルス感染防止対策として全体体育館を2ヶ月（令和2年4月5月）休館し、また西体育館の改修工事で4ヶ月（令和2年12月から3月まで）休館したため大幅減少となりました。

参考資料4

テニスコート（4コート）

真美ヶ丘テニスコート、西谷テニスコート、東テニスコート、健民テニスコートの4コート（参考資料2）が設置されています。

■直近8年の工事費 約770万円

内訳：コート改修工事、ネットフェンス改修工事など

参考資料3

■テニスコート利用者数 平成30年度では、20,934人、令和元年度では、15,729人、令和2年度では、12,669人と前年度に比べて約3千人減少しており、理由としては、新型コロナウイルス感染防止対策として全テニスコートを1ヶ月（令和2年5月）利用休止したため減少となりました。

参考資料6

体育館については、平成15年以降現在まで約20年近く、更にテニスコートに至っては設置されて以来、使用料の見直しは一度も行われておりません。このことから、使用料と維持管理費の乖離が大きく、受益者負担のバランスに欠けた状況となっています。また、今後、体育施設の老朽化による大規模改修などが必要となることから、財政を圧迫することが予測されます。

体育館の使用料については、減免及び免除（以下「減免等」という）の規定を定めていますが、減免等の割合が大きくなるほど、施設の維持管理に対する収入の割合が低くなります。減免は、教育・スポーツの振興など政策的見地から免除されてきましたが、その適用については、維持管理と財政の側面から、今後改正していく必要があると考えられます。

参考資料8 参考資料9

*テニスコートについては、減免等の規定を設けておりませんが、慣例により減免対応しております。

こうしたことを踏まえて、本町では、継続的な施設の維持管理経費の削減に努めるとともに、持続可能な財政運営を確保していくため、体育施設使用料の現状を検証し、使用料の見直しを検討します。

◆今後のスケジュール（案）



◆検討に当たり

広陵町自治基本条例に基づくまちづくり

■参加、参画と協働のまちづくり

広陵町自治基本条例においては、第11条に参加、参画と協働のまちづくりについて「町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。」と定められています。対等な関係を維持し、十分に話し合い、相互理解を深めながら、それぞれが共通の認識のもとに、共通の将来ビジョンに向かって連携しながら、各主体がその役割をしっかりと果たし検討を進めていきます。

■文化のまちづくり

第19条に文化のまちづくりについて、「町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。」と定められています。

受益者負担の基本的な考え方

地方自治法においては、第225条で「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」、第227条で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定されており、特定の個人のために行うサービスにおいては、税とは別に金銭的な負担を求めていきます。

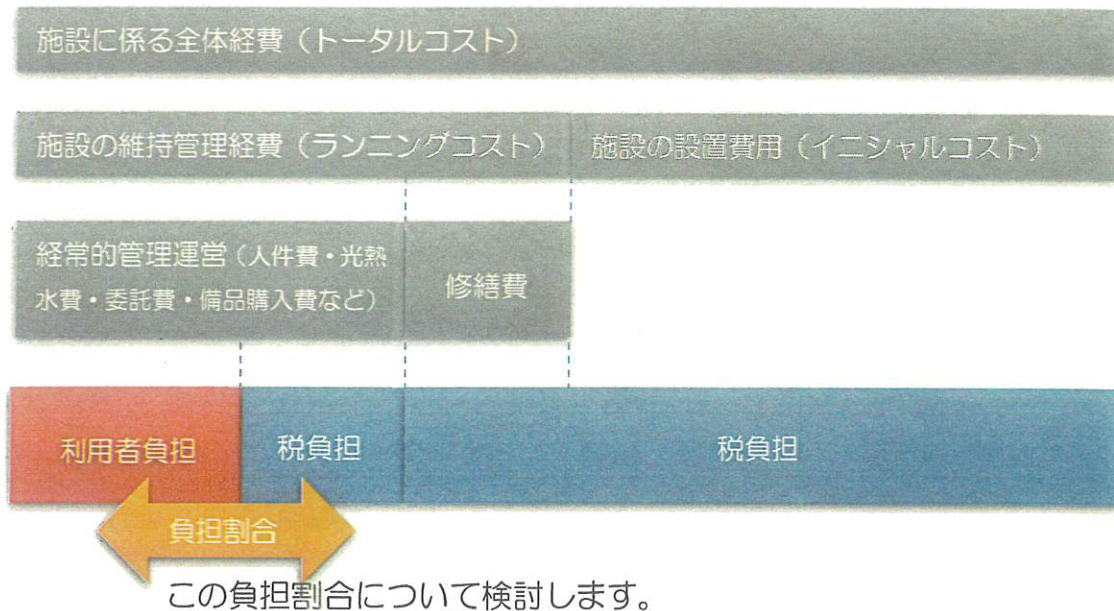
■公平性の確保

町が行うサービス提供の財源は、基本的には町民が納付する税金や手数料等が充てられています。

施設を利用する町民は使用料を納付するが、施設の運営に要する経費と利用料の差額は税金等によって賄われており、施設を利用しない町民も間接的に納税によってこれを負担していることになります。

使用料の検討に当たっては、使用料を負担する利用者と施設を利用しないが税金等によってその経費を負担する町民の双方の理解が得られることが大切です。

施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ

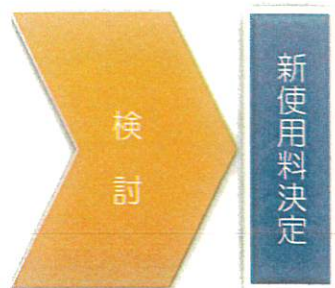


■施設の使用料金表

体育館		
施設名	アリーナ面積 (㎡)	1時間あたり (円)
中央体育館	1,266	200
東体育館	588	100
西体育館	588	100
北体育館	588	100
真美ヶ丘体育館	588	100



テニスコート		
施設名	コートの種類	1時間あたり(円)
真美ヶ丘テニスコート	オムニ	500
西谷テニスコート	クレー	500
東テニスコート	オムニ	500
健民テニスコート	クレー	500



*近隣自治体の使用料金表 [参考資料10](#)
 (近隣自治体との均衡を考慮するため)

使用料の減免基準の適正化

受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、スポーツ振興や社会教育施設などのために負担を軽減する必要がある場合には、減免することとしています。

しかし、利用者のほとんどが減額となるような減免制度は、負担の公平性を損なうことになるので、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正化を行います。

[参考資料8](#) [参考資料9](#)

▷ 体育館
歳入（収入）

■ 使用料収入 資料4 (単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
中央体育館	472,600	611,800	324,300	1,408,700	469,566
東体育館	114,950	143,550	141,250	399,750	133,250
西体育館	93,800	101,200	81,050	276,050	92,016
北体育館	128,250	178,650	207,000	513,900	171,300
真美ヶ丘体育館	112,900	158,000	141,100	412,000	137,333
合計	922,500	1,193,200	894,700	3,010,400	1,003,466
平均	184,500	238,640	178,940	602,080	

歳出（支出）

施設の維持管理費（ランニングコスト）

■ 電気代 資料5 (単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
中央体育館	1,435,962	1,421,297	1,368,417	4,225,676	1,408,558
東体育館	484,400	494,622	372,326	1,351,348	450,449
西体育館	369,256	386,692	275,979	1,031,927	343,975
北体育館	335,065	377,076	352,547	1,064,688	354,896
真美ヶ丘体育館	523,427	538,960	462,208	1,524,595	508,198
合計	3,148,110	3,218,647	2,831,477	9,198,234	3,066,078
平均	629,622	643,729	566,295	1,839,646	

■ 水道代 資料5 (単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
中央体育館	228,189	232,595	167,326	628,110	209,370
東体育館	88,065	62,542	33,698	184,305	61,435
西体育館	41,162	39,960	28,137	109,259	36,419
北体育館	44,991	42,588	32,163	119,742	39,914
真美ヶ丘体育館	25,032	23,528	16,116	64,676	21,558
合計	427,439	401,213	277,440	1,106,092	368,697
平均	85,487	80,242	55,488	221,218	

■ その他施設運営にかかる委託料、人件費、その他経費については掲載しておりません。

■ 体育館改修工事

平成25年度から令和2年度までの7年間 [合計] 240,822,860 円

■ 体育施設の歳入（収入）と歳出（支出）



(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入（収入）	922,500	1,193,200	849,700
歳出（支出）	3,575,549	3,619,860	3,108,917

■ 利用者数

資料4

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
中央体育館	27,798	22,606	14,854	65,258	21,752
東体育館	20,132	16,425	11,828	48,385	16,128
西体育館	19,694	16,314	7,091	43,099	14,366
北体育館	9,761	12,491	12,042	34,294	11,431
真美ヶ丘体育館	27,766	23,454	14,650	65,870	21,956
合計	105,151	91,290	60,465	256,906	85,635
平均	21,030	18,258	12,093	51,381	

▷テニスコート
歳入

■使用料収入 資料6 (単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
真美ヶ丘テニスコート(3面)	1,938,500	1,794,000	1,574,500	5,307,000	1,769,000
西谷テニスコート(2面)	524,000	490,500	387,000	1,401,500	467,166
東テニスコート(1面)	606,000	511,500	507,500	1,625,000	541,666
健民テニスコート(2面)	73,000	99,500	100,000	272,500	90,833
合計	3,141,500	2,895,500	2,569,000	8,606,000	2,868,666
平均	785,375	723,875	642,250	2,151,500	

歳出(支出)

施設の維持管理費(ランニングコスト)

■水道代 資料7 (単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
真美ヶ丘テニスコート	36,646	54,964	27,345	118,955	39,651

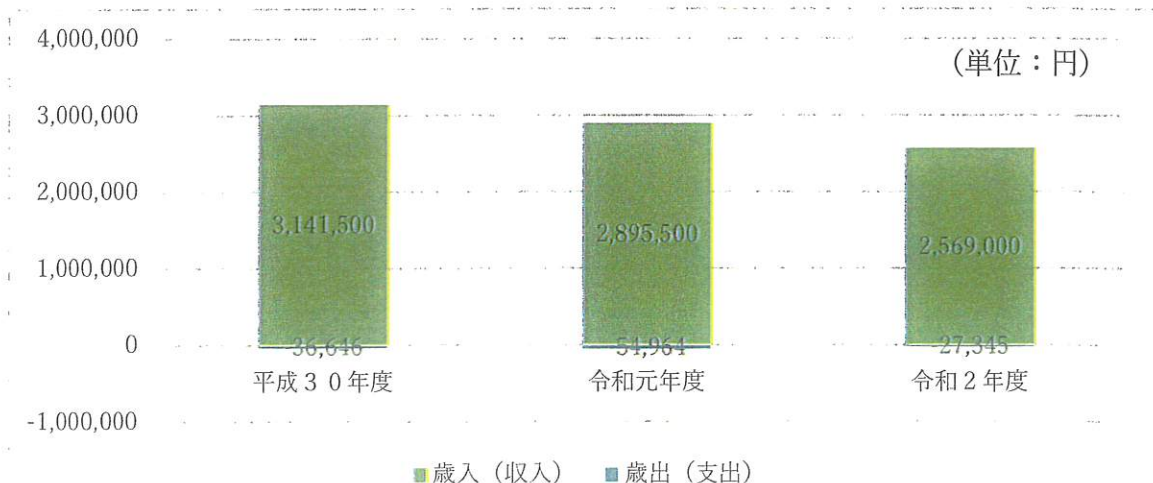
■その他施設運営にかかる委託料、人件費、その他経費については掲載していません。

■テニスコート改修工事 資料3

平成25年度及び平成28年度

[合計] 7,669,800円

■テニスコートの歳入(収入)と歳出(支出)



(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入(収入)	3,141,500	2,895,500	2,569,000
歳出(支出)	36,646	54,964	27,345

■利用者数 資料6

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	平均
真美ヶ丘テニスコート(3面)	12,033	9,723	8,129	29,885	9,961
西谷テニスコート(2面)	3,818	2,788	1,965	8,571	2,857
東テニスコート(1面)	3,037	2,620	2,026	7,683	2,561
健民テニスコート(2面)	2,046	598	549	3,193	1,064
合計	20,934	15,729	12,669	49,332	16,444
平均	5,233	3,932	3,167	12,333	